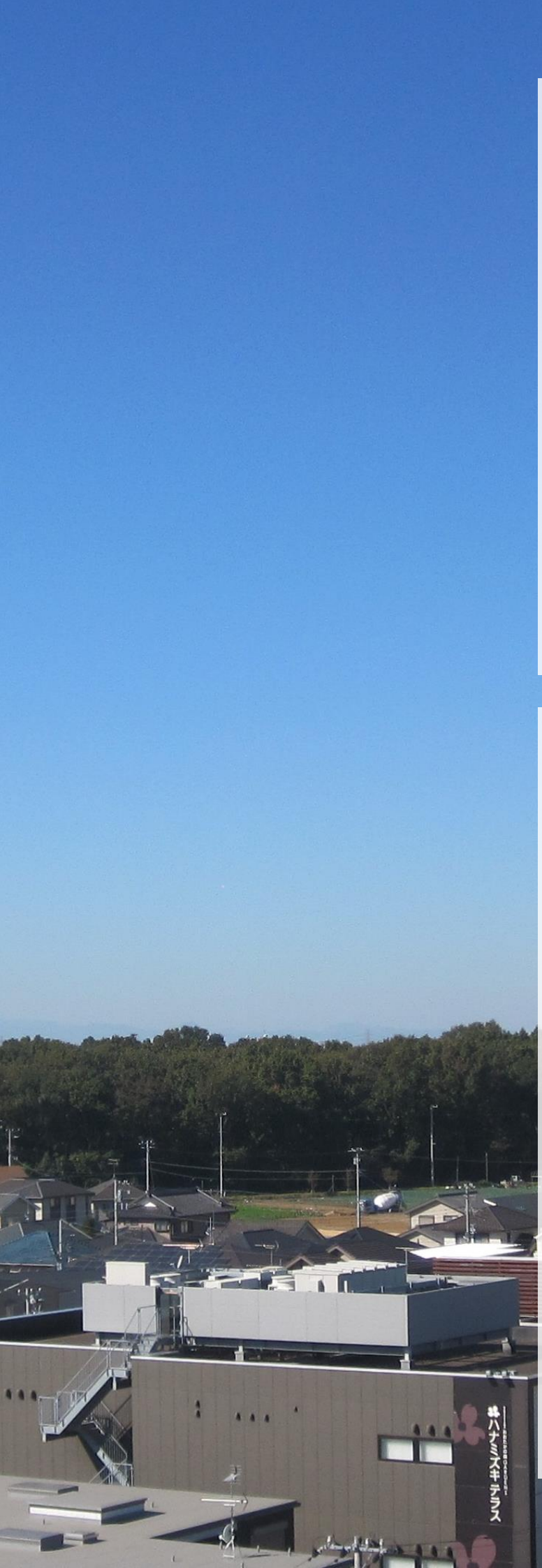
Nagareyama Advertisement Rulebook

流山市広告物条例

ルールブック

～ルールと手続きの解説～

令和８年１１月１７日発行
流山市 都市計画課



流山市広告物条例の目的

流山市広告物条例（以下「市条例」）の目的は、屋外広告物法で掲げられている、「良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止」です。この目的のため、市条例は、広告物等について、必要な規制の基準を定めたものです。

市条例は、屋外広告物法に基づく屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に加えて、特定屋内広告物（p 2 参照）についても、屋外広告物と同様の効果目的を持っていることから、両者を総称した「広告物等」に関して必要な規制を定めたものです。

目次

Chapter 01 用語の定義 p 02

Chapter 02 手続き p 04

Chapter 03 広告物等の基準 p 05

Chapter 04 適用除外 p 12

Chapter 05 その他 p 16

付　録 流山市広告物条例規制地域図

【凡例】

条例 第〇〇条 ・・・流山市広告物条例 第〇〇条

規則 第〇〇条 ・・・流山市広告物条例施行規則 第〇〇条

1．用語の定義

広告物等とは　条例 第４条

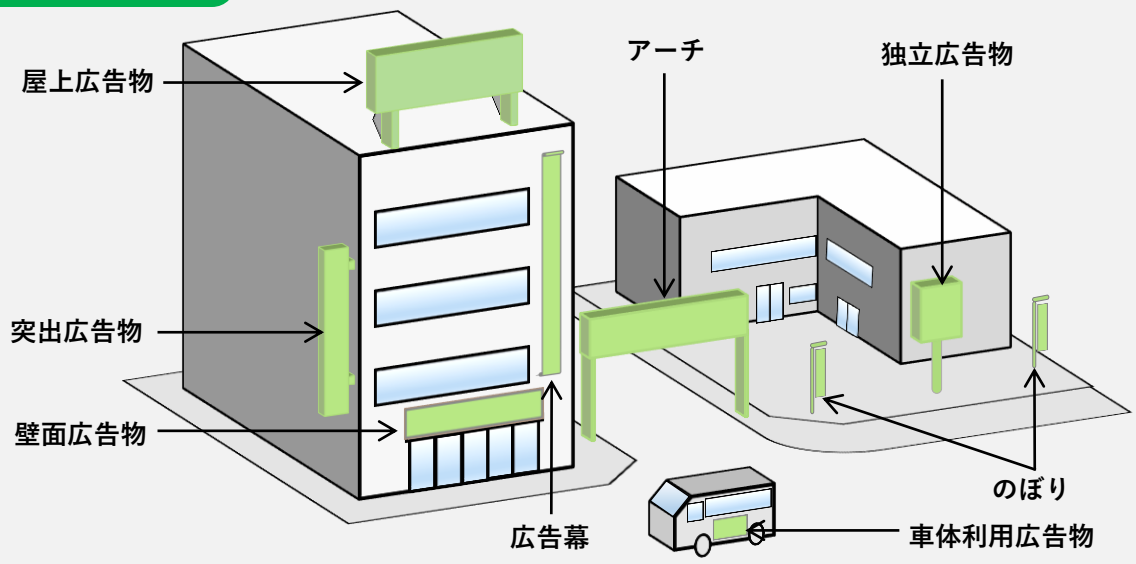
市条例では、屋外広告物法に基づく**屋外広告物**及び**屋外広告物を掲出する物件**に加え、**特定屋内広告物（本頁下部）**を総称し、**広告物等**と呼びます。

屋外広告物等とは　条例 第１条

屋外広告物等とは、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（広告板の板面やそれを支える柱等）のことをいいます。また、屋外広告物とは、次の要件を全て満たしているものをいいます。

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
② 屋外で表示されるもの
③ 公衆に表示されるもの
④ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物の種類

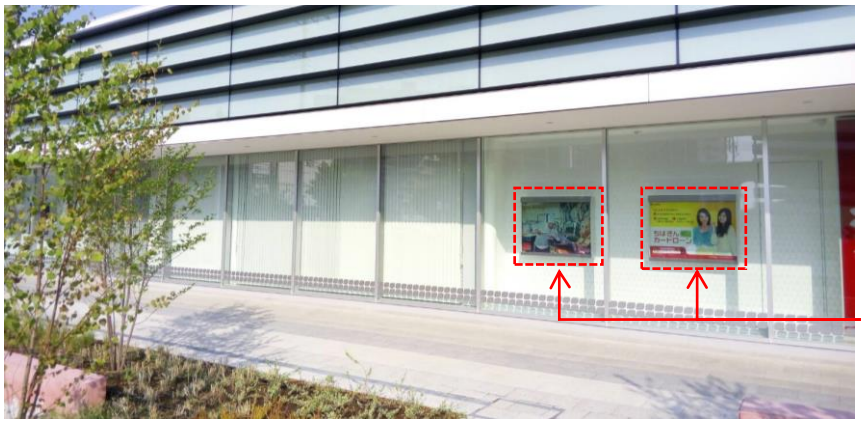


特定屋内広告物とは　条例 第２条第１項

特定屋内広告物とは、建築物の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

屋外広告物法に基づく屋外広告物は、屋外に表示する広告物が対象ですが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから、これらについても一定の制限を行うこととしています。

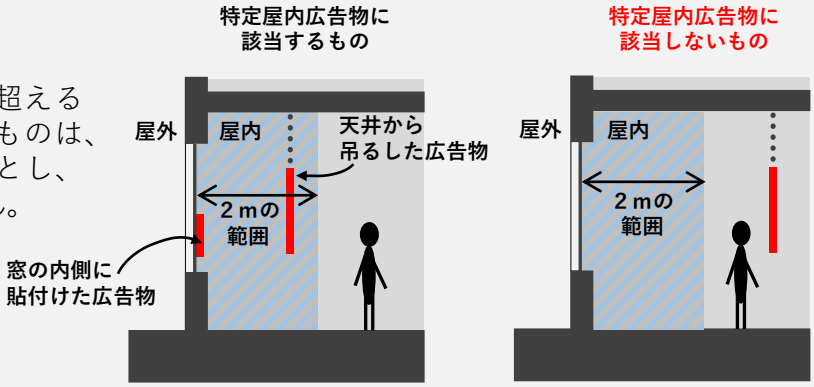
▶特定屋内広告物にあたらないものの例
車、衣類その他の**商品を開口部に陳列**した場合、実演販売のような**宣伝行為**を行う場合は、広告物ではないため、特定屋内広告物に該当しません。



▶特定屋内広告物に該当する事例
（開口部の内側の面から屋外向けに表示したポスター）

開口部の内側から２ｍの範囲

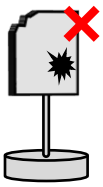
開口部の内側の面から２ｍを超える位置に屋内用として表示されるものは、屋内の人に対して表示するものとし、特定屋内広告物には該当しません。

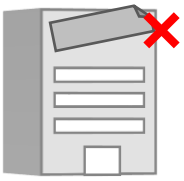


禁止屋外広告物等とは　条例第７条

禁止屋外広告物等とは、表示又は設置してはならない屋外広告物等をいいます。

① **著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの**
② **著しく破損し、又は老朽したもの**
③ **倒壊又は落下のおそれのあるもの**
④ **交通の安全を妨げるおそれのあるもの**


破損したもの

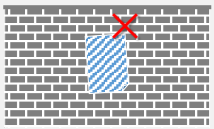

落下のおそれのあるもの

禁止物件とは　条例第９条

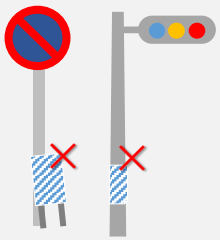
禁止物件とは、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない物件のことをいいます。市条例第９条では、禁止物件を定め、屋外広告物等を信号機、道路標識、街路樹等に表示又は設置することを禁止しています。これは、信号機等に屋外広告物等が表示又は設置されると、良好な景観を害するのみならず、信号機等の視認を妨げたり、見通し不良等が生じ、公衆に危害を与える恐れがあるためです。

禁止物件の例

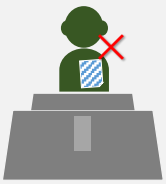

トンネル


道路の石垣・擁壁

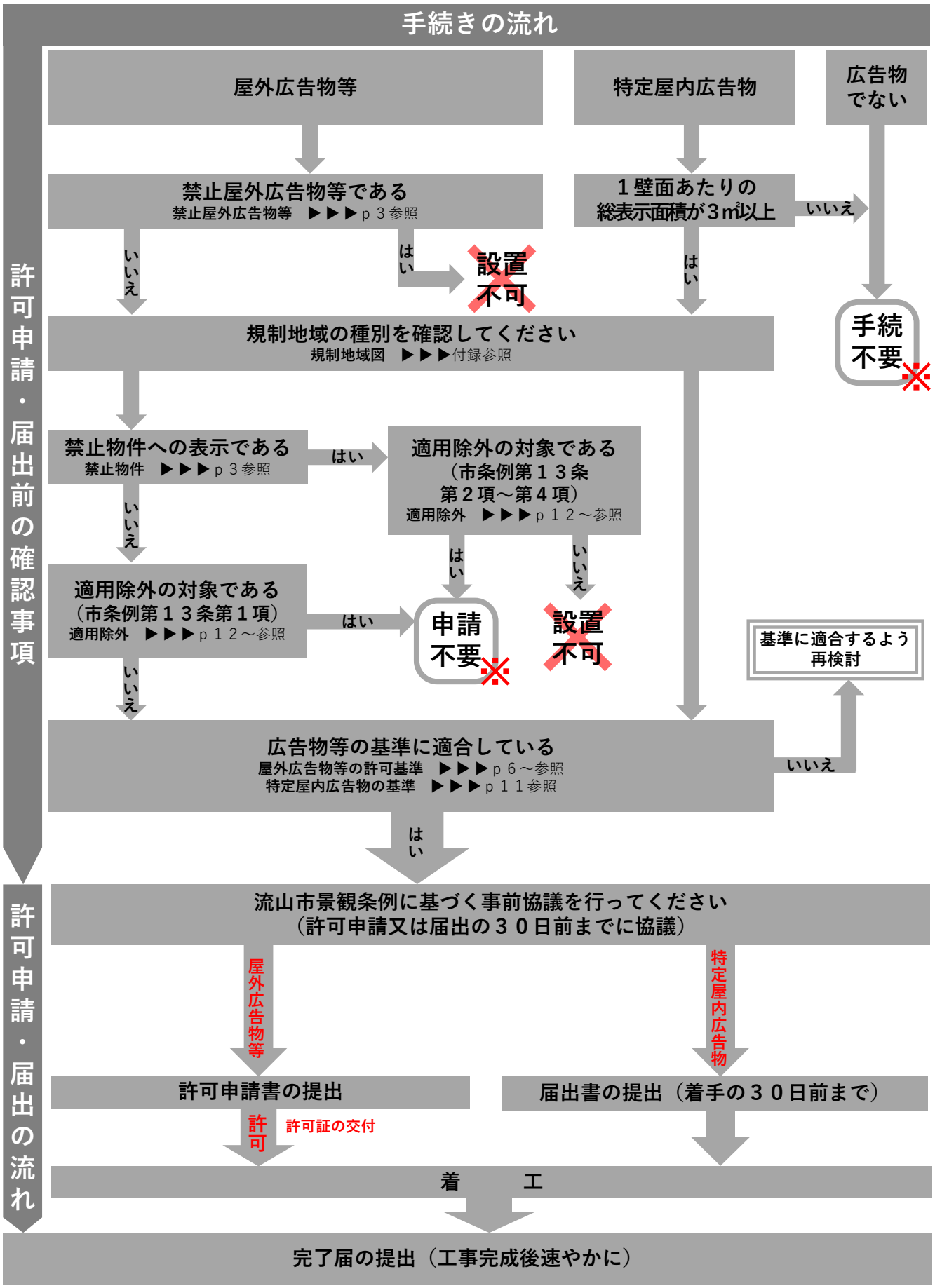

街路樹


道路標識・信号機


郵便ポスト


形像

2．手続き



※・・・流山市景観条例（平成１９年１２月２１日条例第４８号。以下「景観条例」という。）の届出が必要となる場合があります。別途手続きが必要かどうか、ご確認ください。

3．広告物等の基準 条例第８条 規則第２条, 別表第１ / 条例第３１条 規則第２１条, 別表第４・５

条例第８条では、屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設置の方法を制限の必要に応じ、地域を５つに区分し、地域の区分ごとに制限を定めることとしています。また、地域の区分ごとの具体的な制限内容は、規則の別表第１に定めています。

条例第３１条では、特定屋内広告物の表示の制限を定めることとしています。

なお、**屋外広告物等の許可基準には、全ての屋外広告物等に共通する「共通基準」と、種類ごとの「個別基準」があり、いずれも満たす必要があります。**

広告物等の基準 ＝ 屋外広告物等の許可基準 ＋ 特定屋内広告物の基準



各規制地域のイメージ 条例第８条

第 1 種



第１種規制地域は、流山市景観計画（以下「景観計画」という。）における景観計画重点区域のうち、主に第１種低層住居専用地域及び市長が指定する区域であり、特に良好な景観の形成、風致の維持を図る、５つの地域の中で最も厳しい制限を受ける地域です。

第 2 種



第２種規制地域は、景観計画における景観計画重点区域以外の区域のうち、主に第１種低層住居専用地域であり、主に良好な住環境としての景観の形成、風致の維持を図る地域です。

第 3 種



第３種規制地域は、景観計画におけるつくばエクスプレス沿線整備区域、利根運河区域及び新川耕地区域のうち、第１種規制地域以外の地域であり、良好な景観の形成、風致の維持を図る地域です。

第 4 種

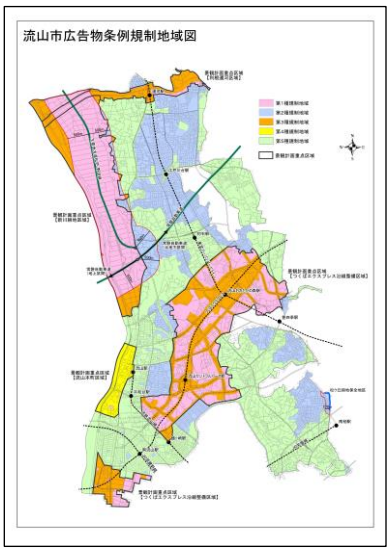


第４種規制地域は、流山本町区域の歴史的な景観の形成を図る地域です。

第 5 種



第５種規制地域は、第１種～第４種以外の地域であり、良好な景観の形成、風致の維持に努める地域です。



▶流山市広告物条例規制地域図
（巻末の「付録」に掲載しています。）

屋外広告物等の許可基準

条例 第８条　規則 第２条, 別表第１

共通基準

		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
	地色	黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
	塗料・材料	蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
	総表示面積（１敷地当たり）	１５㎡以下（※１）（※２）	３０㎡以下（※１）	－		
	表示面積１／２以上の部分の彩度（※３）	６以下	１０以下	８以下	６以下	１０以下
	電光掲示板、液晶等による屋外広告物の表示面積	設置不可	表示面積：１㎡以下 高さ：１．５ｍ以下			－
	屋外広告物を照らす照明	白色系（※4）不可 点滅不可	－	白色系（※４）不可 点滅不可		－

※１・・・条例第８条第２項第２号オに規定する博物館及び病院にあっては５０㎡以下。
※２・・・流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンにあっては１００㎡以下。
※３・・・ＪＩＳ規格Ｚ８７２１に定める彩度をいう。
※４・・・光源の色温度が４，０００ケルビンを超えるものをいう。

個別基準

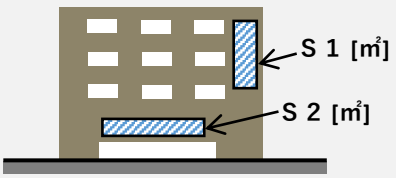
（★１）第１種～第４種の壁面・突出・屋上・独立広告物は下記のいずれかに限る。

- 自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等（自己用広告物）
- 道標（※５）及び案内図板
- 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等

		★1 第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
壁面広告物	総表示面積（１壁面ごとの表示面積の合計）	壁面面積（開口部除く。）の１／１０以下 かつ ５㎡以下（※６）	壁面面積（開口部含む。）の１／５以下 かつ ５㎡以下（※６）	壁面面積（開口部除く。）の１／１０以下		壁面面積（開口部含む。）の１／５以下
	開口部への設置	設置不可				
	突出幅	壁面の端から突き出さない。				

※５・・・「道標」とは、公衆の利便性を図るため、施設又はその他の場所への誘導を目的として、道路及びその沿線において、主たる表示内容が、施設又は場所の名称（商標等を含む。）及び方向又は距離を表示するものをいう。ただし、主たる表示内容が誘導を目的としないものは、この限りでない。
※６・・・軒高が７ｍを超える建築物にあっては、１０㎡以下。（流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンにあっては２５㎡以下。）

総表示面積（第１種の場合）

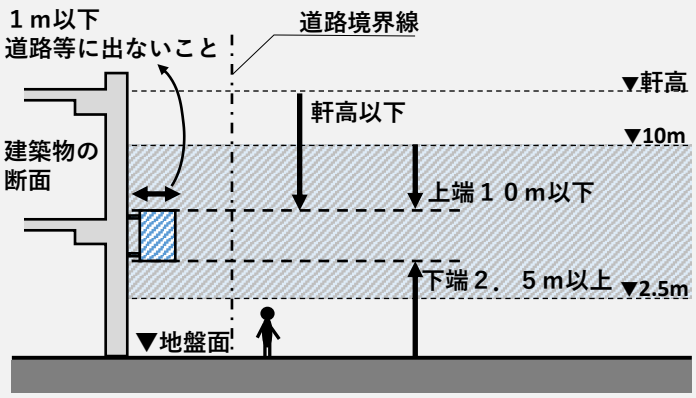


・・・壁面広告物の表示面積［㎡］
・・・開口部を除いた壁面面積 ：W［㎡］

【算定式】以下の①及び②を満たす必要があります。
①総表示面積Ｓ＝Ｓ１＋Ｓ２≦W×１／１０
②総表示面積Ｓ＝Ｓ１＋Ｓ２ ≦ ５㎡（※軒高が７ｍを超える建築物にあっては、１０㎡以下）

	★1（p６参照）	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
突出広告物	１表示面積（※７）	３㎡以下		―		
	地盤面からの上端の高さ	軒高以下かつ７ｍ以下	軒高以下	軒高以下かつ１０ｍ以下 下端の高さ２．５ｍ以上	軒高以下かつ７ｍ以下 下端の高さ２．５ｍ以上	軒高以下
	突出幅	壁面から１ｍ以下とし、かつ、道路等にはみ出さない。				
	表示個数（建築物１棟当たり）	１個まで	１個まで（※８）			

高さ・突出幅（第３種の場合）



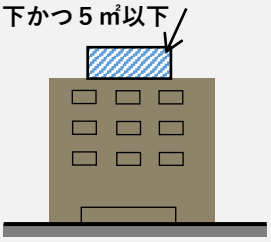
※７・・・１表示面積とは、屋外広告物等の１面当たりの表示面積をいう。なお、屋外広告物等が円筒型、球形又はその表示面の数が５以上の場合並びに屋外広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。

※８・・・道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し１個まで。

	★1（p６参照）	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
屋上広告物	１表示面積	設置不可	壁面の見附面積の１/５以下かつ５㎡以下	設置不可		壁面の見附面積の１/５以下
	地盤面からの上端の高さ		軒高の４/３以下			軒高の５/３以下（※９）
	突出幅		壁面から突き出さない。			壁面から突き出さない。

１表示面積（第２種の場合）

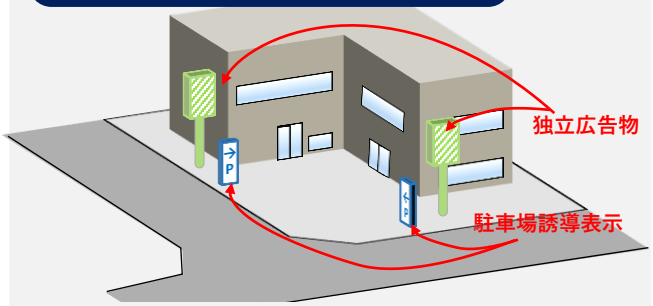
屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面（開口部含む）の見附面積（■部分）の1/5以下かつ５㎡以下



※９・・・軒高の５/３の高さが地上から１０ｍに満たない場合にあっては、地上から１０ｍまで。

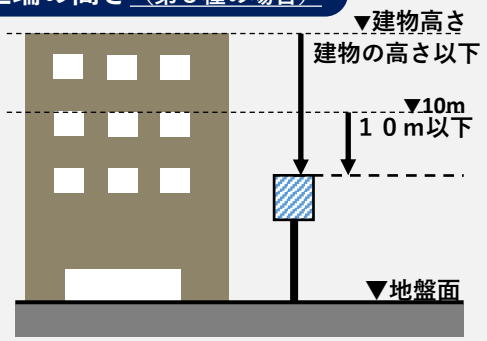
		★1（p６参照） 第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
独立広告物	１表示面積	３㎡以下		―		３０㎡以下
	総表示面積	１個当たりの総表示面積は、６㎡以下（※１０）	―	１５㎡以下（※１０）	１０㎡以下（※１０）	―
	上端の高さ	建築物の高さ以下かつ７ｍ以下	７ｍ以下	建築物の高さ以下かつ１０ｍ以下	建築物の高さ以下かつ７ｍ以下	１０ｍ以下
	表示個数（１敷地当たり）	１個まで（※１１）	３個まで	１個まで（※１２）		―

表示個数（第３種・第４種の場合）



道路に２面接しているため、それぞれ１個まで設置可。

上端の高さ（第３種の場合）



※１０・・・１㎡以下の駐車場等への誘導表示については、総表示面積に算入しない。ただし、第１種規制地域については、流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンに限る。

※１１・・・（１）敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個まで。（１敷地当たり最大３個まで）
（２）流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創出ゾーンにあっては、駐車場等への誘導表示については、（１）に加え、敷地の出入口１箇所当たり２個まで表示し、又は設置することができる。

※１２・・・（１）敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個まで。
（２）駐車場等への誘導表示については、（１）に加え、１敷地当たり１個まで表示し、又は設置することができる。ただし、敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個まで。

		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
アーチ	１表示面積	設置不可		１５㎡以下		
	総表示面積			３０㎡以下		
	設置形態等の制限			国道及び県道には設置しない（※１３）。		

※１３・・・道路管理者が、支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。

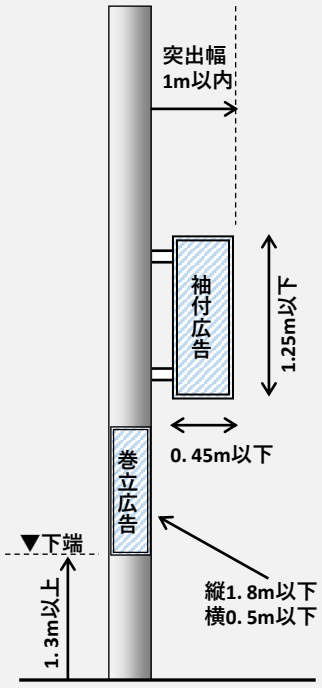
		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
袖付広告	種別	道標（ｐ６の※５）に限る		―		
	大きさ	縦１．２５ｍ以下 横０．４５ｍ以下				
	突出幅	電柱等から１ｍ以下				
	表示個数	１個まで				

		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
塗装広告・巻立広告	種別	道標（ｐ６の※５）に限る		―		
	大きさ	縦１．８ｍ以下 横０．５ｍ以下				
	下端の高さ	地上から１．３ｍ以上				
	柱一本当たりの表示面の数	２面以下（※１４）				

※１４・・・塗装広告と巻立広告を同時に表示しないこと。

袖付広告

塗装広告・巻立広告



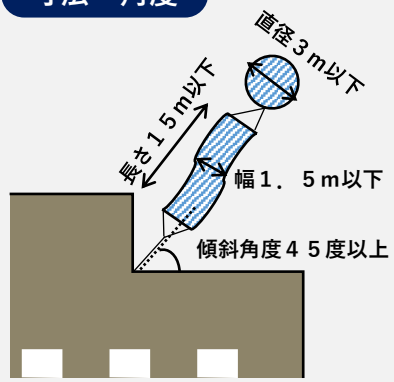
		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
消火栓標識利用広告	種別	道標（ｐ６の※５）に限る		―		
	大きさ（１面当たり）	０．３２㎡以下				
	突出幅	支柱から０．８ｍ以下				
	柱一本当たりの表示面の数	２面以下				
	表示個数	１個まで				

面積・突出幅



		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
アドバルーン	気球の直径	設置不可		３ｍ以下		
	広告幕の幅			１．５ｍ以下		
	広告幕の長さ			１５ｍ以下		
	地表面に対する傾斜角度			４５度以上		

寸法・角度

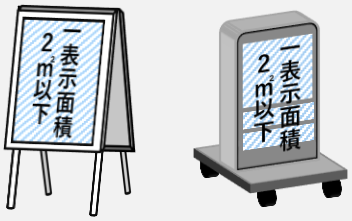


		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
広告幕等（※１５）	広告物の大きさ	設置不可		幅１．５ｍ以下 長さ１５ｍ以下 （※１６）		
	設置位置			非常用の進入口又は避難器具が設置された窓その他の開口部（※１７）を塞がず、かつ、道路にはみ出さない。		

※１５・・・幕、旗又はのぼりをいう。
※１６・・・旗、のぼり及び横断幕にあっては、幅１．２ｍ以下、長さ１０ｍ以下。
※１７・・・建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２６条の６第２号に規定する窓その他開口部に限る。

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
立看板等 大きさ（一表示面積）	設置不可		２㎡以下		

大きさ



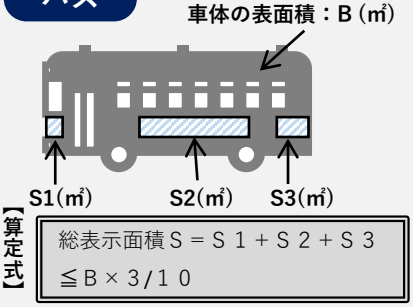
	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
貼り紙・貼り札等 大きさ	設置不可		貼り紙の表示面積：１㎡以下 貼り札の表示面積：０．５㎡以下 （※１８）		

※１８・・・容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。

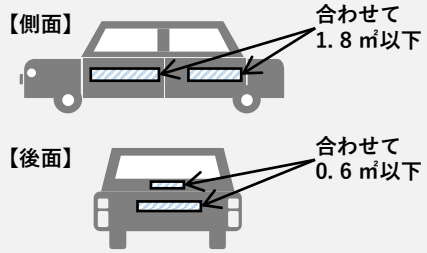
		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
鉄道車両・自動車を利用する屋外広告物	鉄道車両・バス等（※１９）	１車体当たりの総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の３/１０以下（※２０） 前部又は窓その他のガラス部分には表示しない（※２０）。				
	自動車（バス等・広告宣伝自動車を除く）	１側面における総表示面積が１．８㎡以下、かつ、後面における総表示面積０．６㎡以下（※２０） 前部又は上部には表示しないこと（※２０）。				

※１９・・・「バス等」とは、自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）別表第２に掲げる人の輸送の用に供する乗車定員１１人以上の普通自動車のことをいう。
※２０・・・条例第１３条第１項第１１号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等は、この限りでない。

バス



普通自動車



特定屋内広告物の基準

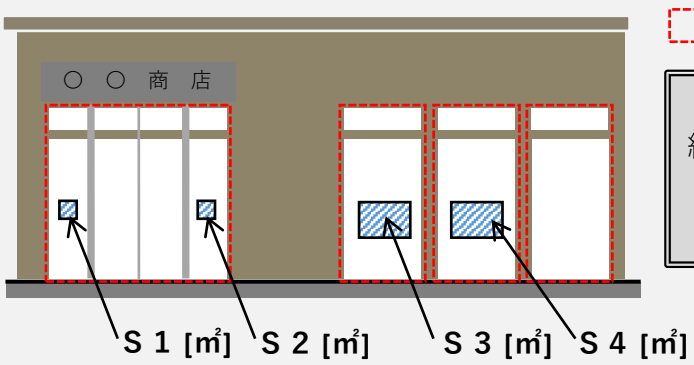
条例第３１条　規則第２１条，別表第４・５

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
周辺環境との調和	周辺環境や建築物と調和すること。	―	周辺環境や建築物と調和すること。		―
特定屋内広告物の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
塗料・材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
表示面積１／２以上の部分の彩度	６以下	１０以下	８以下	６以下	１０以下
電光掲示板、液晶等による特定屋内広告物の表示面積	設置不可	表示面積：１㎡以下 高さ：１．５ｍ以下			
特定屋内広告物を照らす照明	白色系（ｐ６の※４）不可 点滅不可				
広告物の種類	※２１	―	※２１		―
総表示面積	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、１壁面につきその開口部の面積の合計の１/５以下	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、１壁面につきその開口部の面積の合計の２/５以下	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、１壁面につきその開口部の面積の合計の１/５以下		特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、１壁面につきその開口部の面積の合計の２/５以下

※２１・・・下記のいずれかの特定屋内広告物であること。
１）自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する特定屋内広告物
２）自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する特定屋内広告物

※特定屋内広告物の規定は、２０２０年４月１日より施行。

総表示面積



・・・特定屋内広告物の表示面積 [㎡]
・・・開口部の面積の合計 ：W [㎡]

【算定式】
総表示面積Ｓ＝Ｓ１＋Ｓ２＋Ｓ３＋Ｓ４
（第１・３・４種の場合）Ｓ≦Ｗ×１/５
（第２・５種の場合）Ｓ≦Ｗ×２/５

4．適用除外

条例第１３条　規則第１０条, 別表第３

適用除外とは、社会生活上必要な最低限の屋外広告物等については、掲出目的、表示面積などの一定の基準に適合する場合に限って、各規制地域における屋外広告物の表示又は設置に対する制限や許可申請の対象から除外するものです。

また、**適用除外の基準には、全ての屋外広告物等に共通する「共通基準」と、種類ごとの「個別基準」があり、適用除外を受けるためには、これら両方の基準を満たす必要があります。**

共通基準

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
塗料・材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
安全の確保	信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。				
意匠	表示、設置する建築物等のデザインと一体感を持たせ、地色を壁面と同系色とすること。また、表示、設置する建築物等や周辺環境と調和したデザインとすること。				
表示面積１／２以上の部分の彩度	周辺環境や建築物等と調和していること。				
電光掲示板、液晶等による屋外広告物の表示面積	設置不可	表示面積：１㎡以下 高さ：１．５ｍ以下			
屋外広告物を照らす照明	白色系（ｐ６の※4）不可、点滅不可	―	白色系（ｐ６の※４）不可 点滅不可	―	

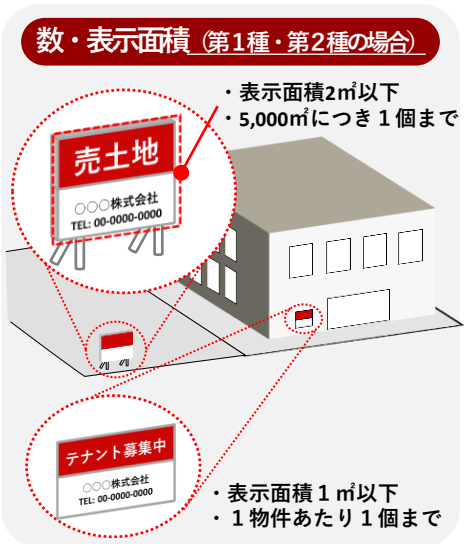
個別基準

自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等

条例第１３条第１項第９号アに掲げる屋外広告物等

		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
土地を管理するためのもの	数	５，０００㎡につき１個まで		３，０００㎡につき１個まで		
	表示面積	１個当たり２㎡以内		１個当たり３㎡以内		
物件を管理するためのもの	数	１物件あたり１個まで（※２２）				
	表示面積	１個当たり１㎡以内				

※２２・・・敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個まで。

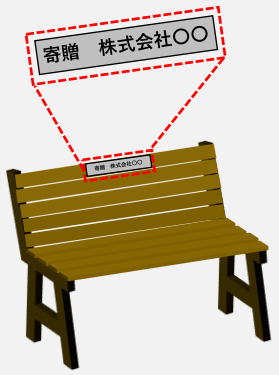


公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する屋外広告物

条例第１３条第１項第９号イに掲げる屋外広告物

			第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
表示できる面数			２面以内				
一表示面積	表示面の投影面積が２㎡以下のもの		表示面の投影面積の１/４以下				
	表示面の投影面積が２㎡を超えるもの		表示面の投影面積の１/２０以下				
総表示面積	表示面の投影面積が２㎡以下のもの		０．１㎡以下				
	表示面の投影面積が２㎡を超えるもの		０．５㎡以下				

【適用除外例】
寄贈した企業名をベンチに表示



自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等

条例第１３条第１項第９号ウに掲げる屋外広告物等

適用除外を受けることのできる一敷地当たりの屋外広告物の総表示面積の最高限度が規制地域ごとに異なります。

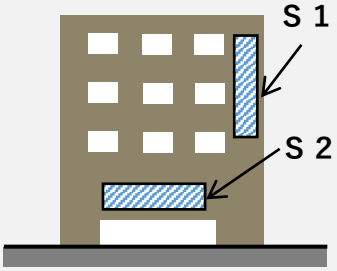
第１種・第２種に共通する事項（★2）｜一敷地当たりの屋外広告物の総表示面積は**１５㎡以下**とすること。

第３種～第５種に共通する事項（★3）｜一敷地当たりの屋外広告物の総表示面積は**２０㎡以下**とすること。

		★2 第１種	★2 第２種	★3 第３種	★3 第４種	★3 第５種
壁面広告物	総表示面積（一壁面ごとの表示面積の合計）	壁面面積（開口部を除く。）の１/１０以下 かつ ５㎡以下（※２３）	壁面面積（開口部を含む。）の１/５以下 かつ ５㎡以下（※２３）	壁面面積（開口部を除く。）の１/１０以下		壁面面積（開口部を含む。）の１/５以下
	開口部への設置	設置不可				
	突出幅	壁面の端から突き出さない。				

※２３・・・軒の高さが７ｍを超える建築物にあっては、１０㎡以下。

総表示面積（第１種の場合）



・・・表示面積［㎡］

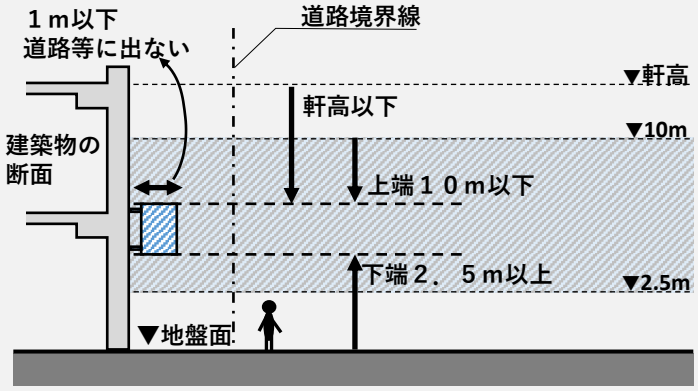
・・・開口部を除いた壁面面積 ：W［㎡］

【算定式】以下の①及び②を満たす必要があります。
①総表示面積Ｓ＝Ｓ１＋Ｓ２≦W×１/１０
②総表示面積Ｓ＝Ｓ１＋Ｓ２ ≦ ５㎡（※軒の高さが７ｍを超える建築物にあっては、１０㎡以下）

★3（p１３参照）

	★2（p１３参照）	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
突出広告物	１表示面積	３㎡以下		―		
	地盤面からの上端の高さ	軒高以下かつ７ｍ以下	軒高以下	軒高以下かつ１０ｍ以下 下端の高さ２．５ｍ以上	軒高以下かつ７ｍ以下 下端の高さ２．５ｍ以上	軒高以下
	突出幅	壁面から１ｍ以下、かつ道路等にはみ出さない。				
	表示個数（建築物等１棟当たり）	１個まで	１個まで（※２４）			

高さ・突出幅（第３種の場合）



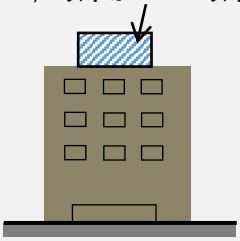
※２４・・・道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し１個まで。

★3（p１３参照）

	★2（p１３参照）	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
屋上広告物	１表示面積	適用除外なし	壁面の見附面積の１/５以下かつ５㎡以下	適用除外なし		壁面の見附面積の１/５以下
	地盤面からの上端の高さ		軒高の４/３以下			軒高の５/３以下（※２５）
	突出幅		壁面から突き出さない。			壁面から突き出さない。

１表示面積（第２種の場合）

屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面（開口部含む）の見附面積（■部分）の1/5以下かつ５㎡以下



※２５・・・軒高の５/３の高さが地上から１０ｍに満たない場合にあっては、地上から１０ｍ以下。

★3（p１３参照）

	★2（p１３参照）	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
独立広告物	１表示面積	３㎡以下		１０㎡以下		
	総表示面積	１個当たりの総表示面積は６㎡以下	―	１５㎡以下	１０㎡以下	―
	上端の高さ	建築物の高さ以下かつ７ｍ以下	７ｍ以下	建築物の高さ以下かつ１０ｍ以下	建築物の高さ以下かつ７ｍ以下	１０ｍ以下
	表示個数（１敷地当たり）	１個まで（※２６）	３個まで	１個まで（※２６）		３個まで

※２６・・・道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個まで。

工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物

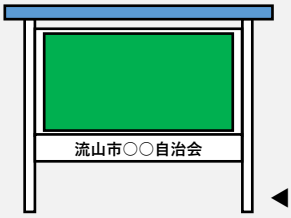
条例第１３条第１項第９号エに掲げる屋外広告物

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないもの。				

自治会その他の町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板

条例第１３条第１項第９号オに掲げる屋外広告物等

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
１表示面積	３㎡以下				
上端の高さ	４ｍ以下				

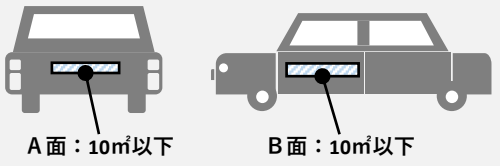


◀自治会の掲示板

自己の氏名、名称等を鉄道車両及び自動車に表示する場合

条例第１３条第１項第１１号イに掲げる屋外広告物等

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
表示面積（１車両の１面当たり）	１０㎡以下				
総表示面積（１車両当たり）	１５㎡以下				

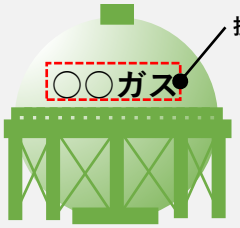


表示する面がＡ面及びＢ面の２面のみの場合、総表示面積はＡ面＋Ｂ面≦１５㎡とすること。

自己の氏名、名称等を鉄塔及びタンク等に表示する場合

条例第１３条第２項第２号に掲げる屋外広告物等

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
１表示面積	表示面の１/５以下				
総表示面積	２０㎡以下		４０㎡以下		



総表示面積は、２０㎡以下とすること。

煙突、タンク等に表示する場合

条例第１３条第２項第３号に掲げる屋外広告物等

	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないもの。				


【例】空に調和するよう、水色の地色に雲の図柄を描写したタンク

5．その他

責　務

・広告物等を表示し、又は設置する者の責務　条例第５条

広告物等を表示し、又は設置する者は、市条例及び施行規則に定める基準に適合するよう、自らの責任において広告物等を表示・設置しなければなりません。

・広告主の責務　条例第６条

広告主（広告物等を表示し、又は設置することについて、その旨を決定し、かつ、他の者に委託することにより、これらの実現を図ろうとする者をいう。）は、屋外広告業者に広告物等の表示・設置を委託している場合であっても、広告物等の表示・設置行為が市条例の定めるところにより適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

許可の有効期間　条例第１２条　規則第８条, 別表第２

時間の経過によって、老朽化、退色、塗料等がはく離して景観や風致を害するものとなったり、材料の腐食、ボルトの緩み等により倒壊、落下して公衆に危害を与えるおそれがあるため、許可の有効期間を定めています。

建築物に表示し、若しくは設置する屋外広告物等又は建築物から独立した屋外広告物等		３年以内
アーチ		３年以内
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する屋外広告物		１年以内
アドバルーン		１月以内
幕、旗又はのぼり		１月以内
立看板等	木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	１月以内
	その他の立看板	１年以内
貼り紙		１月以内
貼り札等	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	１月以内
	その他の貼り札	１年以内
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		１年以内

・許可の更新

許可期間満了後も引き続き、屋外広告物等を表示・設置する場合は、許可の更新を受けなければなりません。許可の更新をせずに、許可期間満了後も屋外広告物等を表示・設置した場合は、表示・設置の停止等の措置命令の対象となります。

義　務

・許可の表示　条例第１５条

条例に基づく許可を受けた者は、当該許可の期間中、規則で定めるところにより、屋外広告物等に当該許可を受けた旨を表示しなければなりません。



▲許可証

・管理義務　条例第１７条

広告物を表示・設置する者又は管理する者は、当該屋外広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければなりません。

・大規模な屋外広告物等の管理　条例第１８条　規則第１２条・第１３条

高さが４ｍ又は１面当たりの表示面積が１０㎡以上の屋外広告物等については、次のいずれかの資格を有する者に管理を行わせなければなりません。

- **千葉県の屋外広告業の登録をした者**
- **屋外広告士**
- **一級建築士**
- **特種電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る）**

・除却義務　条例第１９条

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は表示・設置する必要がなくなったときは、屋外広告物等を除却しなければなりません。

また、除却したときは遅滞なく、その旨を市長あてに届け出なければなりません。

・事前協議の義務　条例第３０条　条例第３２条

本市における広告物等は、景観の重要な構成要素であることから、景観行政と屋外広告物行政の一体性を高めるため、下記のいずれかを提出する３０日前までに、景観条例の定めるところにより、事前協議しなければなりません。

① 屋外広告物等の表示又は設置に関する許可の申請
② 屋外広告物等の変更又は改造に関する許可の申請
③ 特定屋内広告物の表示又は変更の届出

違反広告物等に対する措置（屋外広告物等）

・許可の取り消し　条例第１６条

許可を受けずに変更や改造を行ったとき、許可の条件に違反したとき、措置命令に違反したとき、また、虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたときは、許可を取り消すことがあります。

・措置命令　条例第２０条

条例に違反する屋外広告物等について、屋外広告物等の設置者又は管理者に対し、除却その他必要な措置を命ずることがあります。

なお、違反広告物が貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等であるときは、市長が自ら（除却を命じた者若しくは委託した者を含む）除却する場合があります。

・立入検査等　条例第２７条

屋外広告物等の設置者又は管理者に対し、条例を施行するため必要な限度において、報告を求めたり、その屋外広告物等の存する土地若しくは建物に立入り、屋外広告物等の検査をすることがあります。

・罰則　条例第３８条

禁止屋外広告物等を表示又は設置したとき、禁止物件に表示又は設置した者、措置命令に違反した者、又は立入検査等を拒む者等は、５０万円以下の罰金が科せられることがあります。

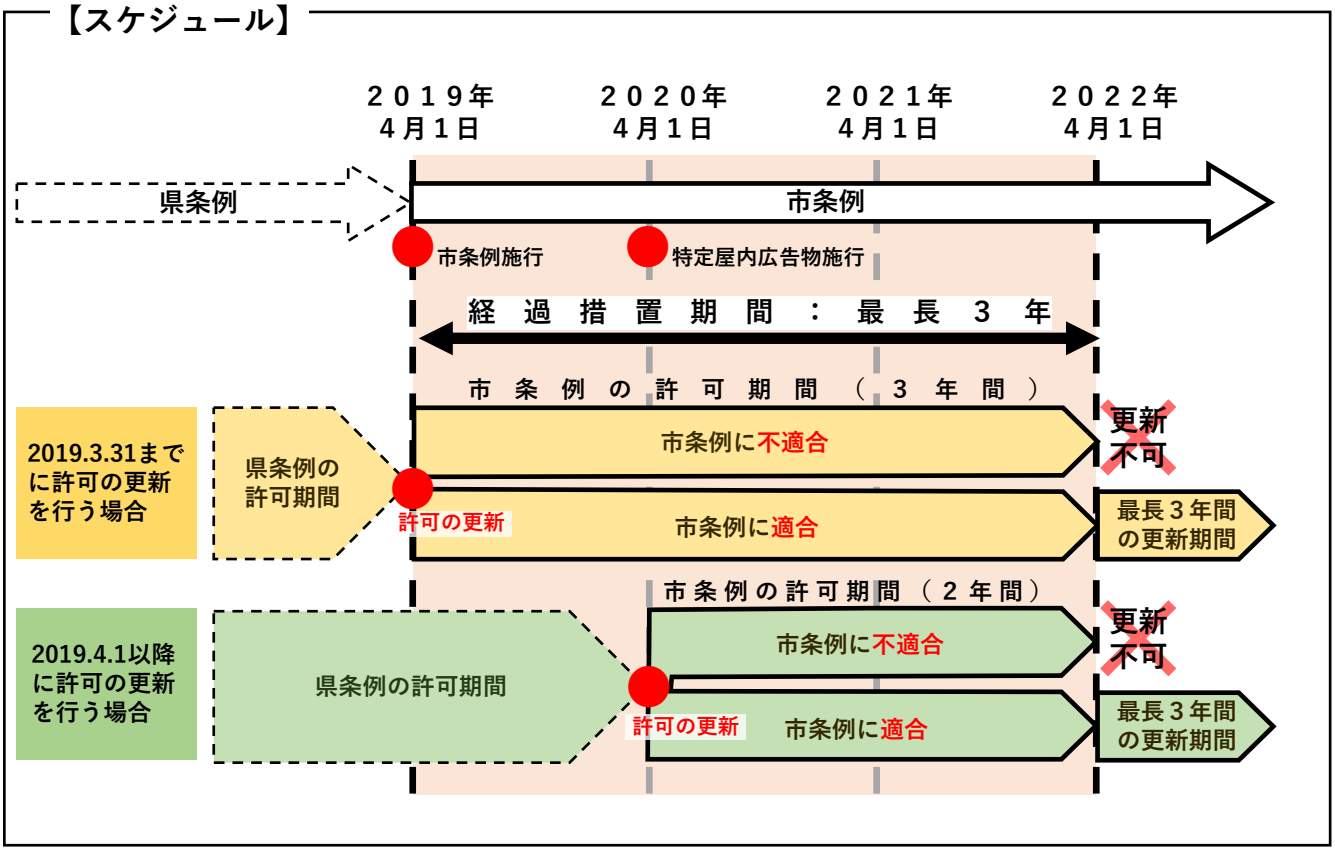
違反広告物等に対する措置（特定屋内広告物）　条例第３３条

届出内容が特定屋内広告物の表示の制限（市条例第３１条）に適合しないと認められる場合や届出がない場合は、計画の変更やその他必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行います。助言又は指導に従わない場合は、勧告や公表をすることがあります。

経過措置　条例附則第２項～第６項

市条例が施行されたことにより、県条例において許可されている屋外広告物等で、許可基準が変わることにより不適合となるものに対して、新しい許可基準に適合させるための移行期間を設けるものです。期間は最長で条例の施行日から３年間です。（※経過措置期間は、２０２２年４月１日で終了しました。）

【スケジュール】



流山市広告物条例に関するWEBサイト

本書・条例本文・申請様式等のPDFデータは流山市WEBサイトより、ダウンロードできます。

流山市　広告物条例　**検索**

※流山市WEBサイトのトップページから下記の順で進んでいただいても、広告物条例のWEBページを閲覧することができます。

ページの位置：トップページ > 市政情報 > 市の方針・計画 > 都市整備に関する計画 > 広告物条例

参考資料



流山市広告物条例ガイドライン

（流山市WEBサイトからダウンロードできます。）

広告物等は、景観を形成する要素の一つであり、その色や大きさ、配置といった広告物等の見せ方によっては景観の良し悪しを左右する、重要な要素です。

本ガイドラインは、良好な景観の形成に寄与する広告物等に共通するキーワードを中心に、流山市における広告物等のよりよい見せ方について解説したものです。ぜひ、広告事業関係の方のみならず、市民の皆様もご一読ください。



オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック

（国土交通省WEBサイトからダウンロードできます。）

屋外広告物適正化推進委員会が事業者・広告主の方に向けて作成した、「看板の安全管理ガイドブック」には、屋外広告物等の点検ポイントが具体的に分かりやすく記載されています。定期点検の他、日頃のお手入れの際に、ぜひご活用ください。

関係団体

・千葉県屋外広告美術協同組合

住所　〒260-0013　千葉県千葉市中央区中央4-10-17-205

TEL　043-225-7911　**FAX**　043-225-7955

Mail　info@chikoubi.com

流山市広告物条例に関する相談窓口

・流山市 都市計画課

住所　〒270-0192　千葉県流山市平和台1-1-1

TEL　04-7150-6087（直通）　**FAX**　04-7158-9777

Mail　toshikei@city.nagareyama.chiba.jp

発行履歴

（1）平成３１年３月１３日（当初発行）
（2）令和６年２月７日（令和６年２月１日 規則の改正による）
（3）令和８年１１月１７日（令和８年１１月１７日 規則の改正による）

付　録